

改正

平成21年12月1日規則第67号

令和2年11月6日規則第62号

岩手県消費生活条例施行規則をここに公布する。

岩手県消費生活条例施行規則

岩手県消費者保護条例施行規則（昭和50年岩手県規則第52号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、岩手県消費生活条例（平成17年岩手県条例第34号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第17条第1項第1号の不当な取引行為）

**第2条** 条例第17条第1項第1号の行為で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- （1）商品若しくは役務の販売の意図を明らかにせず、若しくは商品若しくは役務の販売以外のことを主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又はそのような広告等で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- （2）商品又は役務の質、用途、取引条件、取引の仕組みその他の取引に関する重要な情報であつて、事業者が保有し、又は保有し得るものを提供しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- （3）商品又は役務の販売に際し、事業者の氏名若しくは名称又は住所について明らかにせず、又は偽って、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- （4）消費者が契約締結の意思を決定する上での重要な事項について、事実と異なることを告げ、若しくは誤信させるような情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- （5）商品又は役務の質、用途又は取引条件が実際のものよりも著しく優良又は有利であると消費者を誤信させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- （6）商品又は役務の購入、利用又は設置が法令等により義務付けられているかのように説明して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- （7）自らを官公署、公共的団体若しくは著名な法人その他の団体（以下「官公署等」という。）の職員等と誤信させ、又は官公署等の許可、認可、後援等の関与を得ていると誤信させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- （8）消費者を電話等により営業所その他の場所に誘引し、執ように説得し、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- （9）路上その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して執ように説得し、又は威圧的な言動等を用いて、その場で、又は営業所若しくはその他の場所へ誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- （10）消費者の不幸を予言し、消費者の健康又は老後の不安その他の生活上の不安をことさらにあおる等消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- （11）長時間にわたり、反復して、又は早朝若しくは深夜に電話をし、又は訪問する等の迷惑を覚えさせるような方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- （12）消費者がその住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- （13）消費者が契約の締結を勧誘されている場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から退去させないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- （14）未成年者、高齢者その他の者の取引に関する知識若しくは判断力又は社会生活上の経験の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- （15）主たる販売目的以外の商品又は役務を意図的に無償又は著しい廉価で供給すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、他の商品又は役務の購入の契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

- (16) 商品又は役務を販売する目的で、親切的な行為その他の無償又は著しい廉価の商品又は役務の供給を行うことにより、消費者の心理的負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (17) 商品又は役務の購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、貸金業者等からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧めて、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (18) 消費者に対し、年齢、職業、収入等契約を締結する上で重要な事項を偽ることを唆して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (19) 消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず、又はその意思表示の機会を与えることなく、電子メールその他の電気通信を利用して一方的に広告等を送信することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (20) 消費者が従前にかかわった取引に関する情報又は当該取引に関する当該消費者の情報を利用して、消費者を心理的に不安な状態に陥らせ、過去の不利益が回復できるかのように告げ、又は害悪を受けることを予防し、若しくは現在被っている不利益が拡大することを防止するかのように告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (21) 商品又は役務の販売に際し、商品の種類及びその性能若しくは品質又は役務の種類及びその内容若しくは効果並びに第7条各号に掲げる事項に関する情報について、合理的な根拠を持たずに消費者に提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

一部改正〔令和2年規則62号〕

(条例第17条第1項第2号の不当な取引行為)

**第3条** 条例第17条第1項第2号の行為で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 消費者に不当に過大な量の商品若しくは役務を購入させ、又は不当に長期にわたって供給される商品若しくは役務を購入させることを内容とする契約を締結させる行為
- (2) 消費者が商品又は役務を購入するため金融機関等から受ける借入れその他の信用の供与がその者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用を供与し、又はそのような信用の供与を伴う契約を締結させる行為
- (3) 消費者に名義の貸与を求め、これを使用して、その意に反する債務を負担させる契約を締結させる行為
- (4) 消費者が購入することとした主たる商品又は役務と異なるものを記載して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約書等を作成させる行為
- (5) 消費者の契約の申込みの撤回又は契約の解除若しくは取消しをすることができる権利を制限して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる条項を設けた契約を締結させる行為
- (6) 当該契約に関する訴訟について、消費者に不当に不利な管轄裁判所を定める内容の契約を締結させる行為
- (7) 第三者によって、クレジットカード、会員証、パスワード等、商品の購入又は役務の提供を受ける際の資格を証するものが不正に使用された場合に、消費者に不当に責任を負担させる条項を設けた契約を締結させる行為
- (8) 前各号に定めるもののほか、法令の規定が適用される場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重し、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する条項を設けた契約を締結させる行為

一部改正〔令和2年規則62号〕

(条例第17条第1項第3号の不当な取引行為)

**第4条** 条例第17条第1項第3号の行為で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 消費者、その保証人等法律上支払義務のある者（以下「消費者等」という。）に対し、正当な理由がないにもかかわらず、当該消費者等の債務の履行に関する情報を信用情報を取り扱う機関若しくは当該消費者等の関係人に通知する旨又は当該情報をインターネット等により一般に流布する旨を伝えることにより、当該消費者等を威迫し、又は困惑させて、債務の履行を求め、又は債務の履行をさせる行為
- (2) 契約の成立、有効性又は内容について消費者等が争っているにもかかわらず、契約の成立、有効性又は内容を一方的に主張して、債務の履行を求め、又は債務の履行をさせる行為

- (3) 消費者等を欺き、威迫し、又は困惑させて、預金の払戻し、生命保険契約の解約、借入れ等をさせることにより金銭を調達させて、債務の履行を求め、又は債務の履行をさせる行為
  - (4) 消費者等の関係人で法律上支払義務のない者に、正当な理由がないにもかかわらず、電話をし、訪問する等の不当な手段を用いて、当該消費者等の債務の履行について執ように協力を求め、又は協力をさせる行為
  - (5) 消費者等を欺き、威迫し、若しくは困惑させ、又は正当な理由なく早朝若しくは深夜に電話をし、若しくは訪問する等の不当な手段を用いて、債務の履行を求め、又は債務の履行をさせる行為
  - (6) 事業者の氏名若しくは名称又は住所について明らかにせず、又は偽ったまま、消費者等に対して、債務の履行を求め、又は債務の履行をさせる行為
  - (7) 履行期限が経過しているにもかかわらず、契約に基づく債務の完全な履行をせず、又は消費者からの履行の催促に対して適切な対応をしないで、債務の履行を不当に拒否し、又は遅延させる行為
  - (8) 法令の規定等により消費者に認められている財務書類の閲覧権、事実又は情報の開示を請求できる権利等の行使を拒否し、閲覧、開示等を拒む行為
  - (9) 継続的に商品又は役務を供給する契約を締結した場合において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、又は債務の履行が終了していないにもかかわらず消費者への事前の通知をすることなく履行を中止する行為
- (条例第17条第1項第4号の不当な取引行為)

**第5条** 条例第17条第1項第4号の行為で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 消費者がクーリング・オフの権利を行使したにもかかわらず、これを拒否し、若しくは黙殺し、又は消費者を威迫し、若しくは欺くことにより、当該権利の行使に基づく契約の申込みの撤回又は契約の解除の主張を不当に妨げて、契約の成立又は存続を強要する行為
  - (2) 継続的に商品又は役務を供給する契約を締結した場合において、消費者が正当な根拠に基づく中途解約の申出を行ったにもかかわらず、これを不当に拒否し、又は解約に伴い発生することとなる不当な損害賠償金、違約金等を要求し、執ように説得し、若しくは威圧的な言動等を用いて、契約の存続を強要する行為
  - (3) 消費者がクーリング・オフの権利を行使したことにより、法令の規定又は契約に基づき生じた代金の返還義務、原状回復義務等の履行を不当に拒否し、又は遅延させる行為
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張を不当に妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為
- 2 前項第1号及び第3号に規定するクーリング・オフの権利とは、次に掲げる権利をいう。
- (1) 割賦販売法(昭和36年法律第159号)第35条の3の10第1項及び第35条の3の11第1項に規定する個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又は個別信用購入あつせん関係受領契約の解除を行う権利
  - (2) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第9条第1項、第24条第1項、第40条第1項、第48条第1項及び第58条第1項に規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利
  - (3) 前2号に規定する法律以外の法令の規定又は契約に基づき認められた権利で前2号に掲げる権利に類するもの
- 一部改正〔平成21年規則67号〕
- (条例第17条第1項第5号の不当な取引行為)

**第6条** 条例第17条第1項第5号の行為で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 立替払い、債務の保証その他の与信に係る債権及び債務について、重要な情報を提供せず、又は誤信させるような言動等を用いて、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為
- (2) 与信が消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為

(3) 販売業者等（商品若しくは役務を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者をいう。以下同じ。）の行為が第2条各号若しくは第3条各号のいずれかに該当することを知らず、又は与信に係る加盟店契約その他の提携関係にある販売業者等を適切に管理していれば、そのことを知り得べきであるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為

(4) 与信契約等において、販売業者等に対して生じている事由をもって消費者が正当な根拠に基づき支払いを拒絶できる場合であるにもかかわらず、正当な理由なく電話をし、又は訪問する等の不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に債務の履行を求め、又は債務の履行をさせる行為

(合理的な根拠を示す資料の提出)

**第7条** 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 商品の効能
- (2) 商品の商標又は製造者名
- (3) 商品の販売数量
- (4) 商品の必要数量

(知事に対する申出の手続)

**第8条** 条例第28条第1項の規定に基づき知事に対して申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名及び住所
- (2) 申出の趣旨及び求める措置の内容
- (3) その他参考となる事項

2 知事は、前項の規定による申出書の提出があったときは、これを誠実に処理し、処理の経過及び結果を申出をした者に通知するものとする。

(あっせん等の通知)

**第9条** 知事は、条例第30条第1項の規定に基づき、紛争を岩手県消費生活審議会（以下「審議会」という。）のあっせん又は調停に付したときは、その旨を当該紛争の申出者及びその相手方に通知するものとする。

(報告)

**第10条** 審議会の会長は、紛争のあっせん若しくは調停が終了したとき、又は紛争のあっせん若しくは調停を打ち切ったときは、その旨を知事に報告するものとする。

(補償の請求)

**第11条** 条例第41条第5項に規定する補償を請求しようとする者は、損失の補償請求書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき額を決定し、請求者に通知するものとする。

(公表)

**第12条** 条例第42条の規定に基づく公表は、岩手県報への登載その他の知事が適当と認める方法により行うものとする。

#### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条から第7条までの規定は、同年7月1日から施行する。

**附 則**（平成21年12月1日規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和2年11月6日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。